

刑事司法と地域の連携 ～再犯防止に向けて～



広島地方検察庁
検事正 瀬戸 毅

協力雇用主の皆様及び更生保護関連団体の皆様には、日頃から大変お世話になっており、心より御礼申し上げます。

広島地方検察庁は、日々、犯罪を捜査し、裁判において適正な刑が得られるよう活動しておりますが、その中で、生活環境が整っていないことが原因で犯罪に手を染める者を多々見してきました。

この問題に対しては長く保護観察所が中心となって対応してきましたが、平成28年以降、再犯防止が国全体の施策となり、刑事司法機関と地域社会の連携の重要性が認識されるようになりました。そして、地域社会が、社会に戻る対象者に対する支援を充実させる一方、我々検察庁も、他の刑事司法機関と協力し、これらの者に関する情報を積極的に地域社会に提供するようになりました。両者相まって再犯の防止を目指す仕組みができた訳です。そして、生活環境改善の鍵となるのが、生活の基盤となる就労支援であり、また、福祉支援です。

広島地検では、刑事政策総合支援室を設置し、上記の仕組みを活用して、①保護観察所が行う更生緊急保護手続につなげるための調整及び同行支援、②福祉機関につなげるための調整及び同行支援、③医療保護入院先の選定及び連絡・調整、④ケア会議の招集又は参加、⑤その他相談案件に対する再犯防止策の検討と助言、といった幅広い活動をしております。

就労支援については、令和3年に広島県と協定を締結したことで、広島県就労支援事業者機構との連携を通じ、対象者の協力雇用主会社への就職や住居の確保を後押ししております。特に、身柄を拘束された被疑者については、時間的制約があることから、身柄拘束の初期段階から就労支援事業者機構と情報共有を図り、協力雇用主担当者との面談を企画して、釈放される段階で就業と住居を確保できるよう協力しています。

また、広島地検では、これらの活動をより効果的に推進するため、前記支援室に社会福祉士1名を配置し、関係機関との連絡・調整に当たっています。

このように、再犯防止のための仕組みが整えられつつありますが、その中でも中心となるのは協力雇用主の皆様による支援です。対象者にとって、自分の居場所があるということの安心感がいかに大きく、また犯罪に二度と手を染めないという決意を支えるものとなるか、これは刑事司法に携わる者として強く感じているところです。協力雇用主の皆様は、日常業務が多忙の中、限られた時間を勾留中の対象者との面談や裁判傍聴に割き、また住居の確保等のために奔走されています。特に、採用や宿舍入居に伴う初期費用は協力雇用主の負担となっているにもかかわらず、就労支援事業への御理解のもと、快く引き受けてくださっております。協力雇用主の献身的な御協力がなければ、この事業は成立しないといっても過言ではなく、これまでの御貢献に心から感謝を致します。

昨年は、20年ぶりに県内の刑法犯認知件数が増加するなど、厳しい犯罪情勢にあります。広島地検としても、再び犯罪に手を染める者を少しでも減らすべく今まで以上に再犯防止の取組を進めて参りますので、これからも御協力をお願い致します。